

株式会社日本取引所グループが発行する有価証券に関する有価証券上場規程及びＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程の特例

(目的)

- 第1条 この特例は、本所を子会社とする株式会社日本取引所グループ（以下「日本取引所グループ」という。）が発行する有価証券について、有価証券上場規程及びＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程（以下「ＪＱ有価証券上場規程」という。）の特例を規定する。
- 2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程及びＪＱ有価証券上場規程の定めるところに準ずる。

(基本理念)

- 第2条 本所は、日本取引所グループが発行する有価証券の上場について、他の上場申請に係る有価証券及び他の上場有価証券に対する場合と同様に、公正かつ誠実に市場開設者としての業務を行い、投資者の信頼の確保に努めるものとする。

(承認申請による上場)

- 第3条 本所は、日本取引所グループが発行する有価証券を本所の開設する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場に上場しようとする場合は、有価証券上場規程又はＪＱ有価証券上場規程に定める新規上場に係る基準に適合するときに、法第124条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。）に上場承認申請を行うものとする。

(新規上場申請に係る提出書類)

第4条 本所は、日本取引所グループが有価証券上場規程第7条の5第2号又はJQ有価証券上場規程第13条第2号の規定により本所に提出した書類の写しを、提出後遅滞なく金融庁長官に提出するものとする。

(上場管理等)

第5条 本所は、日本取引所グループが上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条（第2条第3項及び第4項を除く。）、第2条の2、第3条及び第4条並びに種類株に関するJASDAQにおける有価証券上場規程の特例第6条の規定による会社情報の開示を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。

2 本所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに金融庁長官に報告するものとする。

(1) 日本取引所グループが、有価証券上場規程第14条の2（有価証券上場規程第14条の3第7項又は第14条の4第2項において準用する場合を含む。）若しくはJQ有価証券上場規程第36条（JQ有価証券上場規程第37条第7項又は第38条第2項において準用する場合を含む。）又は有価証券上場規程第14条の5第1項若しくはJQ有価証券上場規程第39条第1項の規定により改善報告書の提出を行った場合

(2) 日本取引所グループが、有価証券上場規程第14条の3第3項又はJQ有価証券上場規程第37条第3項の規定により改善状況報告書の提出を行った場合

(3) 本所が、有価証券上場規程第14条の6第1項又はJQ有価証券上場規程第40条第1項の規定により日本取引所グループが発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定した場合

- (4) 本所が、有価証券上場規程第14条の6第3項又はJQ有価証券上場規程第40条第3項の規定により日本取引所グループが発行者である上場株券について特設注意市場銘柄への指定の解除を行った場合
- (5) 本所が、有価証券上場規程第14条の7第1項又はJQ有価証券上場規程第41条第1項の規定により日本取引所グループが発行する上場有価証券を開示注意銘柄に指定した場合
- (6) 本所が、有価証券上場規程第14条の7第2項又はJQ有価証券上場規程第41条第2項の規定により日本取引所グループが発行する上場有価証券に係る開示注意銘柄の指定の解除を行った場合
- (7) 本所が、有価証券上場規程第14条の8第1項若しくは第14の9第1項又はJQ有価証券上場規程第42条第1項若しくは第44条第1項の規定により日本取引所グループについて公表を行った場合

(一部指定又は指定替え)

第6条 本所は、上場株券の市場第一部銘柄指定基準又は上場株券の市場第一部から市場第二部銘柄への指定替え基準により、日本取引所グループの発行する株券を市場第一部銘柄に指定する場合又は市場第二部銘柄への指定替えを行う場合には、遅滞なく金融庁長官に報告するものとする。

2 本所は、日本取引所グループが発行する株券が市場第一部銘柄であるときは、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えに係る審査の結果を6か月ごとに金融庁長官に報告するものとする。

(上場市場の変更)

第7条 本所は、株券上場審査基準第5条又はJQ有価証券上場規程第25条の規定により、日本取引所グループの発行する株券を上場市

場の変更を行う場合には，遅滞なく金融庁長官に報告するものとする。

(J A S D A Q における上場市場区分の変更)

第 8 条 本所は，J Q 有価証券上場規程第29条の規定により，日本取引所グループの発行する株券を J A S D A Q における市場区分の変更を行う場合には，遅滞なく金融庁長官に報告するものとする。

(上場廃止の承認申請)

第 9 条 本所は，日本取引所グループが発行する上場有価証券を，有価証券上場規程又は J Q 有価証券上場規程の定めるところにより上場廃止しようとするときは，法第126条第 2 項の規定に基づき，内閣総理大臣等に上場廃止承認申請を行うものとする。

2 本所は，日本取引所グループが発行する有価証券の上場廃止に係る審査の結果を 6 か月ごとに金融庁長官に報告するものとする。ただし，当該審査の結果，有価証券上場規程又は J Q 有価証券上場規程に定める上場廃止に係る基準に該当するおそれがある場合には，直ちに金融庁長官に報告するものとする。

付 則

この特例は，平成16年 2 月 26 日から施行する。

付 則

- 1 この特例は，平成17年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の 2 の規定（宣誓書及び添付書類に関する部分に限る。）にかかわらず，上場有価証券の発行者である本所は，同条に規定する宣誓書及び添付書類を，平成17年 3 月 31 日までに金融庁長官に提出するとともに，公衆の縦覧に供するものとする。

3 改正後の第6条の2の規定(確認書に関する部分に限る。)は、この特例施行の日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年1月31日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。